

越谷市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に関するガイドライン

平成28年11月15日消防長決裁
令和3年3月29日消防長決裁
改正 令和4年2月4日消防長決裁

第1 目的

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設に被害が生じたことや、被災地への交通網が寸断したこと等から、ガソリン、軽油、灯油等の燃料等が不足し、地下タンクから手動ポンプを用いた車両への給油・注油等、危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設以外の場所でのドラム缶等による危険物の一時的な貯蔵、取扱い等の平常時とは異なる対応が必要となり、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書きに基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが多数行われました。

このことを踏まえ、総務省消防庁において「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日付け消防災第364号、消防危第171号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防庁危険物保安室長通知（以下「国通知」という。）の別紙1。以下「国ガイドライン」という。）」が策定されたところです。

越谷市においても、震災時等において臨時的な危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を速やかに承認し、迅速かつ安全な災害復旧を図ることを目的に、震災時等において必要となる危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る安全対策、手続き等についての運用を定めるものです。

【想定される震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両、重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のための変圧器内部の絶縁油の抜取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のための非常用発電機や仮設発電機への燃料給油
- ⑥ 救援物資等の集積場所（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）における危険物の貯蔵

第2 安全対策等

震災時等の被害状況により、危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いにあたっては、国ガイドライン第1に示す安全対策及び「震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項（国通知別紙2）」を例に安全対策を講じること。

また、震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される事業者等は、

仮貯蔵・仮取扱い形態について検討する段階において、安全対策を併せて検討するとともに、具体的な計画策定に取り組むこと。

第3 事務手続き

第2に基づく安全対策を講ずる場合の事務手続きは、震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー（別図）を参考に、次のとおり行うこと。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画及び事務手続きについて、事前に消防局予防課と協議したうえで、危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、消防長に提出すること。

なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、特に十分な事前協議を行うこと。

(2) 実施計画書の作成

ア 実施計画書の作成に係る留意事項

実施計画書の提出者の住所、氏名等、必要な事項を【別添1-1、記載例別添1-2】のとおり記載し、実施計画書提出時に併せて提出すること。

実施計画書は、実施計画書作成例【別添2-1から2-3まで】を参考に作成すること。この場合において、安全対策に関する事項については、第2に規定する安全対策を確保するよう留意すること。

イ 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取図等を添付すること。

(3) 実施計画書の提出及び保管

実施計画書は、正副2部提出すること。提出者は、消防局予防課にて受付後の副本を適切に保管すること。

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

震災時等における危険物の貯蔵・取扱いは、平常時と異なる環境下で行われることによる貯蔵取扱中の事故のほか、余震等の更なる災害発生等、潜在的な危険を多く含んでいます。このことから二次災害の発生や被害拡大を防ぐために、危険要素を可能な限り排除し、平常時以上に貯蔵管理や取扱方法に安全が要求されることを十分に認識した上で、次のとおり手続きをすること。

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きの適用

地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等の被害が発生したもの

と認められる場合において、災害防御活動又は災害復旧のため、通常の承認を行ういとまがないものとして、消防長が仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認める場合に適用します。

(2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請

実施計画書が消防局予防課へ提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話、ファックス等（以下「電話等」という。）により行うことができます。

電話等による承認申請の内容が実施計画書と異なる場合、口頭での承認はできない場合があるため、申請事業者等は、実施計画書の内容をよく確認の上、申請すること。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の内容と実施計画書の内容とを照合し、相違がないことを確認した場合は、速やかに口頭による承認がなされます。

ウ 現地調査の実施

消防局予防課は、口頭による承認後、できる限り速やかに現地調査により安全確認を行い、必要に応じて的確な安全対策を指導します。

エ 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

口頭による承認を受けた仮貯蔵・仮取扱い申請者は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）第1条の6に規定する申請書（以下「申請書」という。）を、消防長に2部提出すること。

オ 申請の受付等

消防長は、エの申請書の提出があったときは、速やかに審査を実施し、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書に当該申請書の副本を添えて申請者に交付すること。

(3) 未承認の危険物の貯蔵・取扱いを消防局が覚知した場合

承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから絶対に行わないこと。万一、消防局が覚知した場合、貯蔵・取扱いの中止を命令することがあるので留意すること。

(4) 実施計画書が提出されていない場合

事前に実施計画書を提出していない事業者等は、原則として消防法第10条本文の規定による通常の承認手続きによる危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うこと。（別図参照）

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

平常時において仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等における災害復旧のため特に必要と認められる場合は、再承認

することができるものとする。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 再承認が必要と認められる場合においても、1回の承認の期間は10日間とし、期間の延長は認められないこと。
- (2) 10日を超える仮貯蔵・仮取扱いが必要と認められる場合においては、既に承認を受けている期間の満了前に、再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行うこと。
- (3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去すること。
- (4) 消防局予防課は、安全確保のため、定期的な現場確認を行うこと。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

1 許可範囲内の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

危険物施設における震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、あらかじめ具体的に計画・整備し、許可内容との整合を図っている場合は、当該許可の範囲内において、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認は必要ないものとします。この場合において、危険物施設は、次の事項に留意し、対応すること。

(1) 許可内容への内包

代替手段として用いる設備等について、事前に変更許可申請を行い、消防法第11条第1項により許可する内容に内包すること。

(2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設においては、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。

また、定期的に従業員に対して当該対応等の教育、訓練等を実施すること。

(3) 緊急時対應用資機材の用意

必要に応じて緊急用可搬式ポンプ、非常用発電機等の緊急時対應用の資機材をあらかじめ用意すること。

(4) 発災後の対応

発災後の対応は、国ガイドライン第3の3の例によること。

【想定される危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- 1 設備等が故障した場合に備えてあらかじめ準備した代替機器の使用
- 2 停電時における非常用電源又は手動機器の活用等
 - ① 給油取扱所での非常用発電機の使用
 - ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

2 許可範囲外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

あらかじめ許可内容に内包されない次に掲げる事項等については、危険物の

仮貯蔵・仮取扱いの承認又は変更許可の手続きを要するものとする。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物の貯蔵・取扱いをする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

【危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例】

- ① 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等
- ② 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本ガイドラインを参考に、状況に応じた適切な安全対策を講じること。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置

震災時等における危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料（以下「手数料」という。）は、申請目的や災害状況等を踏まえ、越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）第6条第5号の規定により、手数料の免除措置を適用することが考えられます。

手数料の免除については、越谷市危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、次の事項に留意し、処理すること。

(1) 危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書の提出

口頭による承認を受けた仮貯蔵・仮取扱い申請者であって手数料の免除を受けようとするものは、来庁等の対応が可能となった場合の申請書の提出に併せて、「危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書」（規則第1号様式の2）を提出すること。

(2) 手数料の免除の承認

手数料の免除の承認は、仮貯蔵等承認期間の経過後であっても、「危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除決定通知書」（規則第1号様式の3）により申請者に通知するものとする。

3 添付資料等

- (1) 【別図】震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー
- (2) 【別添1-1】震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書
- (3) 【別添1-2】危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書記載例
- (4) 【別添2-1から2-3まで】仮貯蔵・仮取扱い実施計画書作成例
- (5) 【別添3】越谷市危険物の規制に関する規則（抄）

平常時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

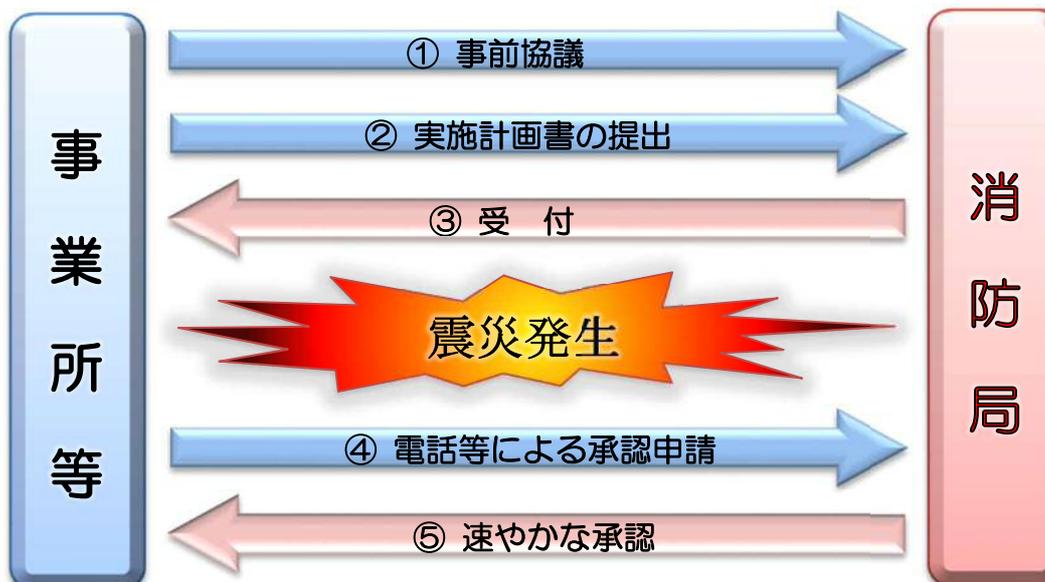


平常時の危険物仮貯蔵・仮取扱いの申請は、申請から承認まで7日を要します。

申請に係る事前の相談を含めれば更に承認まで期間を要します。

震災時は、通常の手続きが困難となる可能性があり、大幅に期間を要するおそれがあります。

震災時の仮貯蔵・仮取扱い手続きフロー



事前に震災時における実施計画書を提出しておくことで、震災時に必要となった申請を電話等で行うことができ、申請から承認（口頭）が即日可能になります。これにより、緊急に必要となった危険物の貯蔵等が迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができます。

ただし、申請書は後日改めて提出する必要があります。この場合、震災等の状況により申請手数料の免除が適用される場合があります。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

年 月 日				
越谷市消防長 殿				
提 出 者				
住 所				
氏 名				
電 話				
仮貯蔵・仮取扱い の 予 定 場 所				
仮貯蔵・仮取扱い の 形 態				
危 険 物 の 種 別 品 名 及 び 数 量		指定数量 の 倍 数	倍	
消 火 設 備				
現 場 管 理 責 任 者	住 所			
	氏 名 連 絡 先			
危 険 物 取 扱 者	氏 名			
	免状種類等			種類
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあつては、その名称、役職、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書

		〇〇年〇〇月〇〇日	
越谷市消防長 殿		提出者 住所 埼玉県越谷市大沢〇丁目〇番〇号 氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 048-974-〇〇〇〇	
仮貯蔵・仮取扱いの予定場所	越谷市蒲生寿町〇〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 〇〇工場敷地内東側駐車場		
仮貯蔵・仮取扱いの形態	ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い		
危険物の種別品名及び数量	第〇類第〇石油類 〇〇〇〇 〇, 〇〇〇リットル	指定数量の倍数	〇〇 倍
消火設備	第5種消火設備 10型粉末消火器 〇〇本		
現場管理責任者	住所 氏名 連絡先	越谷市蒲生寿町〇〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇 〇〇工場 工場長 〇〇 〇〇 048-986-〇〇〇〇	
危険物取扱者	氏名	〇〇 〇〇	
	免状種類等	種類 乙4 /交付年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 /交付番号 〇〇〇〇〇 /交付知事 埼玉県	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあつては、その名称、役職、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例 1】
ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

越谷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇工場東側空地(コンクリート舗装)

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m² (15 m × 24 m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 1 石油類(ガソリン) 3, 000 リットル

6 指定数量の倍数

1.5 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 200 リットルの金属製容器(ドラム缶)にて貯蔵する。
- (2) 保有空地を 6 m 確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰め替え場所の 6 m の離隔をとる。
- (4) 高温になることを避けるために通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム缶、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後の点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例 2】
危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

越谷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120 m² (12 m × 10 m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 3 石油類 (絶縁油) 10,000 リットル

6 指定数量の倍数

5 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜取り仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。
- (2) 保有空地を 3 m 確保する。
- (3) 第 5 種消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (4) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
- (2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずるとともに配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。
- (3) 1 カ所の取扱場所で同時に複数の設備からの抜出しは行わない。
- (4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

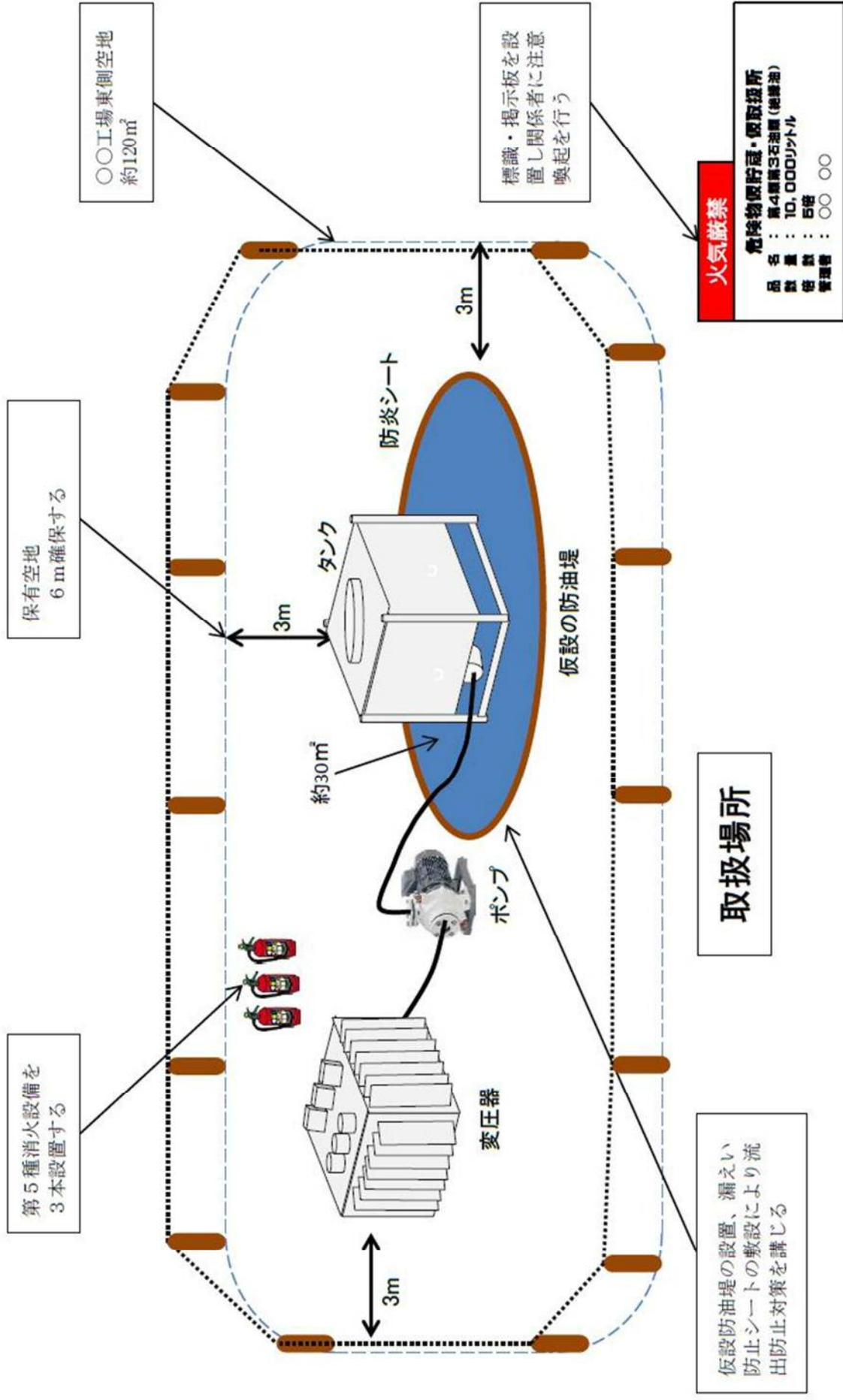
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（危険物を収納する設備等から危険物の抜き取りの安全対策の例）



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例 3】
移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項をあらかじめ計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

越谷市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇工場西側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2, 0 0 0 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第 4 類第 2 石油類（軽油） 1 日最大 2 0, 0 0 0 リットル

6 指定数量の倍数

2 0 倍

7 貯蔵及び取扱方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる。）
- (2) 保有空地进行を 6 m 確保する。
- (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (4) 第 5 種消火設備 1 0 型粉末消火設備 3 本を設置する。
- (5) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地进行を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別の場所で行う。

越谷市危険物の規制に関する規則（抄）

昭和50年規則第36号

（仮貯蔵等の申請）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、当該行為の7日前までに省令第1条の6に規定する申請書正副各1通に、仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して、消防長に申請しなければならない。

2 消防長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書（第1号様式）に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときの仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請については、別に定めるところによるものとする。

(1) 地震、台風、水火災等により市内に甚大な被害が生じ、市域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合又はそれと同等以上の被害があると認められるとき。

(2) 災害防衛活動又は災害復旧のため、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合で、前2項の規定による手続きを行ういとまがないとき。

（危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料）

第2条の2 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に係る申請に対する審査に係る手数料は、越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）の定めるところによる。

2 市長は、前条第3項各号のいずれにも該当するとき、越谷市手数料条例第6条第5号の規定により、前項の手数料を免除することができる。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書（第1号様式の2）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしたときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除決定通知書（第1号様式の3）を申請者に交付するものとする。

（仮使用の申請）

第3条 法第11条第5項ただし書の規定により、仮使用の承認を受けようとする者は、省令第5条の2に規定する申請書正副各1通に、仮使用をしようとする場所の位置、構造及び設備の内容に関する図面等を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その実情を調査し、火災予防上

支障がないと認めたときは、危険物製造所等仮使用承認書（第2号様式）に当該申請書の副本を添えて申請者に交付するとともに、仮使用承認済（第3号様式）の掲示板を工事完了まで掲出するよう指導しなければならない。

様式第1の2（第1条の6関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
 仮取扱い

殿 申請者 住所 (電話) 氏名		年 月 日
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称	
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量の倍数 倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		
仮貯蔵・仮取扱いの期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間		
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)		
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()
	氏名	【危険物取扱者免状：有（種類： ）・無】
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理		
その他必要事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第1号様式の2（第2条の2関係）

危険物仮貯蔵・仮取扱い手数料免除申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
申請者 ○ 住所 ○ 名称 ○ 氏名 ○	
危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認申請手数料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。	
仮貯蔵等の区分	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵 <input type="checkbox"/> 仮取扱い
仮貯蔵等の場所	
仮貯蔵等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請理由	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。